

令和5年5月10日

保護者 様

鎌倉市教育委員会

学校における今後の教育活動について（お知らせ）

日ごろから本市の教育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、季節性のインフルエンザと同類の感染症となったことに伴い、現在の鎌倉市学校継続ガイドラインは廃止とします。文部科学省及び県教育委員会の方針等を踏まえ、今後の主な新型コロナウイルス感染症の対策及び取り扱いは次のとおりとしますのでお知らせします。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

- 各家庭で児童生徒の健康状態の把握をし、体調不良（発熱や喉の痛み、倦怠感等の様々な風邪症状）がある場合は、休養させてください。
- 手洗い、咳エチケットの指導をします。手洗いの回数が多くなりますのでハンカチやタオルを必ず持たせてください。
- これまで同様、マスクの着用は求めません。

2 出席停止等の措置について

- 感染が判明した児童生徒に対し出席停止の措置を講じます。
 - ⇒出席停止期間「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
 - ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用にご協力ください。
- 高齢者や基礎疾患がある者と同居しているなどで感染が心配で保護者が登校を差し控えさせたいときは学校に相談してください。学校長が合理的な理由と判断した場合は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として欠席扱いとはしません。